

広島県告示第五百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年三月二十三日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
九一三) 鎌治屋(一〇) 崩壊 急傾斜地の自然現象の種類による原因の発生原因の土砂災害	広島県福山市春日町浦上地内	表区域のとおり	表区域のとおり
九一三) 鎌治屋(一〇) 崩壊 急傾斜地の自然現象の種類による原因の発生原因の土砂災害		区域の名称	区域の名称
九一三) 鎌治屋(一〇) 崩壊 急傾斜地の自然現象の種類による原因の発生原因の土砂災害		号三律の土戒定第区域の土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。	号三律の土戒定第区域の土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。